

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	日本の諸外国に対する海上法執行能力構築支援—巡視船艇及び自衛隊の装備品等の供与を中心に—
他言語論題 Title in other language	Japan's International Capacity Building Assistance for Maritime Law Enforcement Capabilities: Providing Patrol Vessels and SDF Equipment
著者 / 所属 Author(s)	青井 佳恵 (AOI Yoshie) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 外交防衛課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	831
刊行日 Issue Date	2020-04-20
ページ Pages	63-83
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	日本の諸外国に対する海上法執行能力構築支援について、日本の外交政策におけるその位置付け等を整理した上で、巡視船艇及び自衛隊の装備品の供与の事例を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

日本の諸外国に対する海上法執行能力構築支援 —巡視船艇及び自衛隊の装備品等の供与を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課 青井 佳恵

目 次

はじめに

I 「海上法執行能力構築支援」の概要、政府の指針等

- 1 「海上法執行能力構築支援」の概要と日本の外交政策における位置付け
- 2 諸外国への巡視船艇、自衛隊の装備品等の供与と日本政府の「武器」の輸出に関する指針
- 3 開発途上国地域の政府に自衛隊の装備品等の供与を認める自衛隊法の改正

II 「海上法執行能力構築支援」の事例

- 1 巡視船艇の供与
- 2 自衛隊の装備品等の供与

おわりに

別表1 「武器」の輸出の許可に関する法令

別表2 日本の諸外国に対する巡視船艇の供与に係る交換公文の概要

キーワード：海上法執行能力、海上保安能力、巡視艇、巡視船、自衛隊の装備品等の供与、武器輸出三原則、防衛装備移転三原則、「自由で開かれたインド太平洋」構想

要 旨

- ① 日本が諸外国に対して実施してきた、巡視船艇や海上保安に関する機材の供与、その活用のための人材育成等（「海上法執行能力構築支援」）は、「自由で開かれたインド太平洋」構想の一翼を担うものと位置付けられている。
- ② 日本が実施する主な「海上法執行能力構築支援」は、政府開発援助（Official Development Assistance: ODA）、自衛隊による能力構築支援事業、海上保安庁による海上保安能力向上支援等として行われている。
- ③ 「海上法執行能力構築支援」において諸外国に供与する巡視船艇、自衛隊の装備品等が「武器」に該当する場合、「防衛装備移転三原則（平成26年4月1日国家安全保障会議決定・閣議決定）」に基づいて「武器」の輸出として認められる必要がある。巡視船艇の供与について、「防衛装備移転三原則」の決定前においては、「武器輸出三原則等」の例外化措置として位置付けられて認められてきた。
- ④ 日本は、政府開発援助（ODA）による巡視船艇の供与、海上保安庁が保有していた巡視船艇の供与を行っており、現在までに、インドネシア、フィリピン、ベトナム、スリランカ、マレーシアのアジア諸国に加えて、インド洋に面するジブチ、ケニアといったアフリカ諸国に対して巡視船艇を供与した。
- ⑤ 平成29（2017）年5月、自衛隊法（昭和29年法律第165号）が改正され、不要となった自衛隊の装備品、船舶等を、開発途上国地域の政府に対して無償譲渡又は適正価格より低価で譲渡できる旨が定められた。新設された自衛隊法第116条の3及び日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定に基づいて、日本は、フィリピン軍に対して海上自衛隊の練習機等を供与した。その他の東南アジア諸国とも、海洋安全保障に関連した自衛隊の装備品等の供与を念頭に、防衛装備品・技術移転協定の締結交渉が進められていると報じられている。
- ⑥ 「自由で開かれたインド太平洋」構想の一端を担うと位置付けられる諸外国に対する巡視船艇及び自衛隊の装備品等の供与を、日本がどのように進めていくか、今後の動向が注目される。

はじめに

日本は、諸外国に対して、巡視船艇⁽¹⁾の供与やその活用のための人材育成等の「海上法執行能力構築支援」を実施しており、このような支援は、近年、「自由で開かれたインド太平洋」構想の一翼を担うものであるとされている（I章1で後述）。今日までに、日本が巡視船艇を供与した国は、インドネシア、フィリピン、ベトナム、スリランカ、マレーシア、ジブチ及びケニアである⁽²⁾（II章で後述）。日本が諸外国に対して巡視船艇を供与した最初の例は、平成18（2006）年のインドネシアに対するものであり、外国への「武器」（定義はI章2-（1）で後述）の輸出⁽³⁾を政府が原則として禁止していた当時、例外化措置と位置付けられた。「武器」の輸出に関する日本政府の指針である「防衛装備移転三原則」（平成26年4月1日国家安全保障会議決定・閣議決定）⁽⁴⁾が決定されてからは、巡視船艇の供与は巡視船艇が「武器」に該当するときは当該指針に従って行われている（I章2-（2）で後述）。近年では、フィリピンに自衛隊の装備品等が供与された例もある（II章2で後述）。

本稿では、第I章において、日本の諸外国に対する「海上法執行能力構築支援」の概要、巡視船艇の供与に係る「武器」の輸出に関する日本政府の指針⁽⁵⁾、諸外国に対して自衛隊の装備品等を供与できるようにした平成29（2017）年5月の自衛隊法（昭和29年法律第165号）の改正（平成29年6月2日施行）について整理する。第II章において、諸外国に対する「海上法執行能力構築支援」のうち巡視船艇の供与に着目し、いつどの国に対して供与を行ってきたかを概観する。第II章においては、「海上法執行能力構築支援」として位置付けられる自衛隊の装備

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和2（2020）年3月5日である。

- (1) 「巡視船」とは、外洋の広範囲な海域での活動に適した比較的大きい船型、「巡視艇」とは、港内や沿岸などの限られた海域での活動に適した比較的小さい船型である（「巡視船」と「巡視艇」の違いをご存じですか？」海上保安庁ウェブサイト <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/miyazaki/photo-gallery/zyunsisen-kan/zyunsisen-kigou-bannougou.htm>>）。本稿においては、両者を総称する「巡視船艇」を用いることとし、個別の事例については、出典資料に倣い「巡視船艇」、「巡視船」又は「巡視艇」と表記した。
- (2) 政府以外の組織による供与としては、パラオに対する日本財団の支援による、平成30（2018）年2月13日の巡視船の引渡しがある（「パラオで巡視船・庁舎・係留施設の引渡し式典を開催—ミクロネシア3国の海上保安能力強化支援プロジェクト—」『海と安全』576号、2018.3. 日本海難防止協会ウェブサイト <http://www.nikkaibo.or.jp/pdf/576_2018-3.pdf>）。海上保安庁は、日本財団が供与した巡視船の乗組員に対する訓練を実施している（海上保安庁「パラオ共和国海上保安当局職員に対する逮捕術訓練を実施！」2019.1.21. <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h31/k20190121/k190121.pdf>>）。
- (3) 「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）において、「輸出」は法律上定義されていないが、「貨物を外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込むこと」とであると解釈されている（安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキンググループ「資料2 国連安保理決議1540等の大量破壊兵器等及びその関連貨物の拡散防止に係る国際的取組への対応について（参考資料）」2006.5.15, p.4. 経済産業省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ） <http://warp.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/1052065/www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/NDL_WA_po_g60517a02j.pdf>）。
- (4) 「防衛装備移転三原則（平成26年4月1日国家安全保障会議決定・閣議決定）」防衛省編『防衛白書 令和元年版』日経印刷、2019, p.537.
- (5) 巡視船艇の供与に係る法律として、「外国為替及び外国貿易法」（I章2で後述）のほかに、「経済及び技術協力のため必要な物品等の外国政府等に対する譲与等に関する法律」（昭和35年法律第23号）が挙げられる。国際約束に基づく経済及び技術協力のため、物品、船舶、建物等の外国への譲与（無償譲渡）又は適正価格より低価での譲渡ができる旨定められている（斎藤次郎「経済および技術協力手段の充実」『時の法令』717号、1970.6.23, pp.29-31; 真田秀夫編「新法令解説 54.4.11～5.10」『法律時報』42巻7号、1970.6.1, p.192; 桜井雅夫『国際開発協力の仕組みと法』三省堂、1985, p.39; 中村義幸「経済協力行政の法律問題」『明治大学短期大学紀要』51号、1992.3, pp.169-170; 阿部英樹「ヴェトナム・チョーライ病院に対する「譲与方式」によるわが国の無償資金協力について」『国際協力研究』24号、1996.10, pp.31-40.）。

品等の供与についても紹介する。

I 「海上法執行能力構築支援」の概要、政府の指針等

1 「海上法執行能力構築支援」の概要と日本の外交政策における位置付け

平成 29 (2017) 年 9 月 21 日、河野太郎外務大臣 (当時) は、米国・コロンビア大学における講演において、「日本は、巡視船の供与や技術協力を通じた途上国の海上法執行能力の向上を支援します」と述べている⁽⁶⁾。海上法執行活動とは、一般に、沿岸国による自国の国内法の海上における遵守を確保するための法執行活動をいい、具体的には犯罪の鎮圧・捜査等がある⁽⁷⁾。日本が支援する「海上法執行能力の向上」とは、巡視船艇の供与、技術協力による人材育成等を実施し、諸外国の海洋における法の支配⁽⁸⁾の確立を支援する取組であり⁽⁹⁾、政府開発援助 (Official Development Assistance: ODA)⁽¹⁰⁾、自衛隊による能力構築支援事業⁽¹¹⁾、海上保安庁による海上保安能力向上支援⁽¹²⁾等として行われている。本稿では、これらの取組について、自衛隊の装備品等の供与と併せて、「海上法執行能力構築支援」⁽¹³⁾として整理する⁽¹⁴⁾。

(6) 「コロンビア大学における河野外務大臣講演「迫り来る危機における外交」」2017.9.21. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_002248.html>

(7) 鶴田順『国際法講義一副読本— 第2版』成文堂, 2019, p.105; 森川幸一「海上法執行活動に伴う use of force の概念」岩沢雄司ほか編著『国際法のダイナミズム—小寺彰先生追悼論文集—』有斐閣, 2019, pp.655-659.

(8) 日本政府は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を実現するためには、「海における法の支配三原則」を徹底する必要があるとする (外務省『開発協力白書 2017年版』2018, p.6.)。「海における法の支配三原則」とは、①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために、力や、威圧を用いないこと、③紛争解決には、平和的收拾を徹底すべきこと、である (「海洋における法の支配の確立に向けて」内閣官房領土・主権対策企画調整室ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/law/law.html>>)。

(9) 例えば、平成 29 (2017) 年 3 月 21 日、山田滝雄外務省国際協力局長 (当時) は、参議院政府開発援助等に関する特別委員会において、「巡視船等の供与や人材育成といった海上法執行能力の向上に対する支援ニーズが高まっております」と答弁している (第 193 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 2 号 平成 29 年 3 月 21 日 p.14.)。

(10) 例えば、①諸外国に対する巡視船艇や海上保安に関する機材を供与するための資金協力、②マレーシア海上法令執行庁に対する海上保安庁による組織体制作りや人材育成のための技術協力、③海上保安庁によるアジア・アフリカ諸国等の海上犯罪取締り能力向上のための研修、④ソマリア沖の海賊対策として、ジブチに訓練センターを建設すること等を目的とする資金協力等が挙げられる (海上保安庁「海上保安庁の救難・鑑識技術をマレーシアへ!」2019.2.8. <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h31/k20190208/k190208.pdf>>; 同「アジア・アフリカ・大洋州各国の海上犯罪取締り能力を向上させるための研修を開催します」2018.6.20. <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h30/k20180620/k180620-1.pdf>>; 「国際海事機関 (IMO) 概要」2016.1.26. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/imo/>>)。

(11) 例えば、防衛省職員や海上自衛官が、諸外国の国防省や海軍を対象に、艦船整備に関するセミナー、国連海洋法条約 (正式名称は「海洋法に関する国際連合条約」(平成 8 年条約第 6 号)) についての講義等を実施している (「海洋に関する国際法」防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/cap_build/indonesia/h300319.html>; 「平成 30 年度 フィリピンにおける能力構築支援事業 (艦船整備)」同 <https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/cap_build/philippines/20180904.html>)。自衛隊の能力構築支援事業については、本多倫彬「防衛省・自衛隊による非伝統的安全保障分野の能力構築支援—日本の国際協力政策の視点から—」『戦略研究』15 号, 2015.1, pp.85-105 を参照。

(12) 例えば、海上保安庁は、諸外国へ巡視船・航空機を派遣して共同訓練を実施している (「諸外国への海上保安能力向上支援等」海上保安庁ウェブサイト <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kokusai/tounanajia.html>>)。

日本の外交政策における「海上法執行能力構築支援」の位置付けについて、河野外務大臣（当時）は、平成 30（2018）年 1 月 22 日の参議院本会議において、「自由で開かれたインド太平洋戦略」⁽¹⁵⁾の 3 つの柱の 1 つは、「海上法執行能力の構築支援等による平和と安定の確保」であると述べている⁽¹⁶⁾。また、「海上法執行能力構築支援」を行う目的は国会で議論されており、平成 29（2017）年 3 月 21 日の参議院政府開発援助等に関する特別委員会において、「海洋進出を強める中国を念頭に警備能力が低い湾岸国〔南シナ海の沿岸国を想定していると思われる〕を後押しする戦略」〔〕内は筆者による補記。以下同じ。）ではないかという質問や、「特定の国に対抗する意図を持って ODA を利用するという事は妥当ではない」という指摘に対して、岸田文雄外務大臣（当時）は、東南アジア諸国の海上法執行能力機関に対する支援のニーズに応じて実施しており、特定の国への対処を念頭に置いたものではない旨を答弁している⁽¹⁷⁾。他方で、中国の近年の海洋における影響力の拡大を受けて、日本の海洋安全保障上の優先度が変化し、東南アジア諸国自身の海上能力の向上の支援に力点が置かれるようになったという指摘もある⁽¹⁸⁾。

(13) 「海上法執行能力」構築支援に関して、日本政府は、日本の外国に対する巡視艇等の船舶の供与、日本から外国への専門家の派遣、教育訓練制度改善支援、海上犯罪取締等の課題別研修の実施、沿岸警備隊の人材育成と組織強化のための技術協力の実施等について、「こうした海上法執行能力の構築支援を引き続き積極的に行っていく考え」であると説明している（外務省 前掲注(8), pp.6-7.）。「海上保安能力」も、「海上法執行能力」と同様の意味で用いられている（「東南アジア地域における海賊問題の現状と取組」2019.12.24. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/asia.html>>; 第 193 回国会衆議院国土交通委員会議録第 17 号 平成 29 年 5 月 19 日 p.20.）。

(14) ODA による取組については、このような支援の具体例が『開発協力白書』において取り上げられることはあったが（外務省『政府開発援助（ODA）白書 2012 年版』2013, pp.15, 17.）、海上法執行能力の向上、海上法執行能力構築支援等として初めて体系的に示されたのは、平成 29（2017）年版の『開発協力白書』においてである（外務省 前掲注(8), pp.6-7; 相澤輝昭「外務省 HP から読み解く「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）の理念と実践」2018.4. 笹川平和財団ウェブサイト <https://www.spf.org/oceans/analysis_ja02/hpfoip.html>）。

(15) 「自由で開かれたインド太平洋戦略」は、安倍晋三首相が平成 28（2016）年 8 月の第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）における基調演説の中で対外的に発表したものである（外務省『外交青書 2017 年版』日経印刷, 2017, pp.15-16.）。現在は、「戦略」ではなく「構想」等の表現が用いられている。安倍首相は、太平洋からインド洋に至る海を「将来にわたって、全ての人に分け隔てなく平和と繁栄をもたらす公共財としなければなりません」と述べ、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推し進める旨を表明している（第 196 回国会衆議院会議録第 1 号 平成 30 年 1 月 22 日 p.6.）。

(16) 第 196 回国会参議院会議録第 1 号 平成 30 年 1 月 22 日 p.8. 外務省は、自由で開かれたインド太平洋の実現のための三本柱とは、①法の支配、航行の自由、自由貿易の普及・定着、②経済的繁栄の追求（連結性、EPA（経済連携協定）/ FTA（自由貿易協定）や投資協定を含む経済連携の強化）、③平和と安定の確保（海上法執行能力構築支援、人道支援・災害救援等）であると説明している（「自由で開かれたインド太平洋」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf>>）。

(17) 平成 29（2017）年 3 月 21 日、岸田外務大臣（当時）は、参議院政府開発援助等に関する特別委員会において、「まず、東南アジア諸国においては、海上法執行機関等に対する支援のニーズ、これが高まっています。まず、こうしたニーズがあり、このニーズ、さらには要請、こういったものを受けて、我が国として、海洋国家として海洋における法の支配を重視する観点から、インドネシア、フィリピン、ベトナム等に対し、海上法執行能力向上のための種々の開発協力を実施しているところです。こういった支援は、周辺海域の安全あるいは海洋における法執行の確立に貢献するものであって、国際社会の平和と安定を重視する我が国のみならず、国際社会全体にとって重要なものであると考えています。これは特定の国への対処を念頭に置いたものではないということもしっかり説明をしていかなければならないと考えます」と答弁している（第 193 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 2 号 平成 29 年 3 月 21 日 p.14.）。

(18) 神保謙「東南アジアでの能力構築における日本—米国—オーストラリアの協力」日本国際問題研究所『インド太平洋地域の海洋安全保障と『法の支配』の実体化に向けて』2019.3, pp.93-94. <http://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H30_Indo_Pacific/>

2 諸外国への巡視船艇、自衛隊の装備品等の供与と日本政府の「武器」の輸出に関する指針

「海上法執行能力構築支援」において諸外国に供与する巡視船艇、自衛隊の装備品が「武器」に該当する場合、「防衛装備移転三原則」に基づいて「武器」⁽¹⁹⁾の輸出として認められる必要がある⁽²⁰⁾。巡視船艇の供与について、「防衛装備移転三原則」の決定前においては、「武器輸出三原則等」の例外化措置として位置付けられて認められてきた。本節では、「武器輸出三原則等」及びその例外化措置、「防衛装備移転三原則」について紹介する。

(1) 「武器輸出三原則等」

(i) 概要

昭和 42 (1967) 年 4 月 21 日の衆議院決算委員会において、佐藤栄作首相 (当時) は、「武器」の輸出に関して、「外国為替及び外国貿易法」(昭和 24 年法律第 228 号) (以下「外為法」という。) におけるその運用の方針として、①共産圏向けの場合、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合には、「武器」の輸出を認めない旨を表明しており⁽²¹⁾、これは「武器輸出三原則」と呼ばれる⁽²²⁾。また、昭和 51 (1976) 年 2 月 27 日の衆議院予算委員会において、三木武夫首相 (当時) は、①「[武器輸出] 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない」、②「[武器輸出] 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのつとり、「武器」の輸出を慎むものとする」、③「武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする」などを内容とする「武器輸出に関する政府統一見解」を表明した⁽²³⁾。「武器輸出に関する政府統一見解」において、武器輸出三原則における「武器」について、「[軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの]をいい、具体的には、輸出貿易管理令 [昭和 24 年政令第 378 号] 別表第一の第 197 の項から第 205 の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である」との見解が示された。「輸出貿易管理令別表第一の第 197 の項から第 205 の項までに掲げるもの」は、現行の輸出貿易管理令においては別表第一の一の項に掲げられるものに相当し、外為法第 48 条第 1 項及び輸出貿易管理令第 1 条に基づき、輸出貿易管理令の別表第一の一の項に掲げられるものの輸出には経済産業大臣の許可 (「武器輸出に関する政府統一見解」の表明時においては通商産業大臣の承認) を要する (本稿末尾の「別表 1 「武器」の輸出の許可に関する法令」参照)。

「武器輸出三原則」及び「武器輸出に関する政府統一見解」は「武器輸出三原則等」と総称され⁽²⁴⁾、日本は諸外国への武器の輸出を実質的に認めてこなかった⁽²⁵⁾。

(19) 「防衛装備移転三原則」において「防衛装備」とは「武器」を含む概念である (2- (2) - (i) で後述)。

(20) 「防衛装備移転三原則 (平成 26 年 4 月 1 日国家安全保障会議決定・閣議決定)」前掲注(4)

(21) 第 55 回国会衆議院決算委員会議録第 5 号 昭和 42 年 4 月 21 日 p.10. 佐藤首相 (当時) は、外為法という用語を用いずにその貨物の輸出管理に係る政令である輸出貿易管理令 (昭和 24 年政令第 378 号) における運用の方針として答弁している。同月 25 日には、高島節男通商産業省重工業局長 (当時) が輸出貿易管理令における「武器」の輸出に関する運用の方針についてより詳細に答弁している (第 55 回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第 6 号 昭和 42 年 4 月 25 日 p.14.)。

(22) 「武器輸出三原則等」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/sannngen.html>>

(23) 第 77 回国会衆議院予算委員会議録第 18 号 昭和 51 年 2 月 27 日 p.17.

(24) 「武器輸出三原則等」前掲注(2)

(25) 「防衛装備移転三原則 (平成 26 年 4 月 1 日国家安全保障会議決定・閣議決定)」前掲注(4) 武器輸出三原則の見直しに関する議論は、富田圭一郎「武器輸出三原則—その現況と見直し論議—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.726, 2011.11.1. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196056_po_0726.pdf?contentNo=1> を参照。

(ii) 「武器輸出三原則等」の例外化措置

「武器輸出三原則等」の下で「武器」の輸出が行われる場合は、随時発表される官房長官談話等によって、個別に「武器輸出三原則等」によらないことが決定されてきた⁽²⁶⁾。これを「武器輸出三原則等」の例外化措置という⁽²⁷⁾。例えば、米国との「武器」の共同研究⁽²⁸⁾、海外で活動を行う自衛官等が外国で「武器」等を携行するなどして活動することが「武器」の輸出⁽²⁹⁾に該当するとして、例外化措置が採られてきた⁽³⁰⁾。

野田佳彦政権下の平成 23 (2011) 年 12 月 27 日、官房長官談話において、政府は、「防衛装備品等の海外への移転については、平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件は、従来個別に行ってきた例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講じること」とした⁽³¹⁾。官房長官談話において、政府は、平和貢献・国際協力に伴う案件について、「相手国政府への防衛装備品等の供与は、我が国政府と相手国政府との間で取り決める枠組みにおいて、我が国政府による事前同意なく、①当該防衛装備品等が当該枠組みで定められた事業の実施以外の目的に使用されること及び②当該防衛装備品等が第三国に移転されることがないことが担保されるなど厳格な管理が行われることを前提として行うこと」とした。

(2) 「防衛装備移転三原則」

(i) 概要

安倍晋三政権下の平成 26 (2014) 年 4 月 1 日、政府は、「武器輸出三原則等」に代わる「武器」の輸出に関する新たな指針として「防衛装備移転三原則」を決定した⁽³²⁾。「防衛装備移転三原則」において、「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう」と定義され、「武器」とは、輸出貿易管理令別表第一の一の項に掲げるもののうち、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」を指すとした。

(26) 「防衛装備移転三原則（平成 26 年 4 月 1 日国家安全保障会議決定・閣議決定）」同上

(27) 「武器」の輸出が行われる場合に採られる「武器輸出三原則等によらないこととする措置」を例外化措置という（「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話」2011.12.27. 首相官邸ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<http://warp.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/tyokan/noda/_icsFiles/afiedfile/2012/03/13/NDL_WA_po_20111227DANWA.pdf>）。

(28) 例えば、米国への日本の武器技術の供与は、武器輸出三原則によらないこととする中曽根康弘政権下の官房長官談話がある（「対米武器技術供与について内閣官房長官談話（昭和 58 年 1 月 14 日）」外務省『わが外交の近況 昭和 59 年版』1984, p.397.）。

(29) 例えば、国際平和協力業務に従事する職員が「武器」を携行して外国に行くことは、「武器輸出三原則等」によらないこととする海部俊樹政権下の関係省庁了解（平成 3 年 9 月 19 日。平成 13 年 12 月 7 日一部改正）がある（経済産業省「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」2015.10, p.7. 経済産業省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<http://warp.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/10217941/www.meti.go.jp/press/2015/10/20151015007/NDL_WA_po_20151015007-3.pdf>）。

(30) 経済産業省「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」2019.2, p.7. <<https://www.meti.go.jp/press/2018/02/20190227006/20190227006-1.pdf>>（平成 29 年度についての報告である。）昭和 58（1983）年から平成 23（2011）年 12 月 27 日の「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話までの間に、18 回例外化措置が採られた（内閣官房ほか「防衛装備移転三原則について」p.3. <<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/bouei5.pdf>>）。

(31) 「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話」前掲注(27)

(32) 「防衛装備移転三原則（平成 26 年 4 月 1 日国家安全保障会議決定・閣議決定）」前掲注(4)

「防衛装備移転三原則」においては、三つの原則が掲げられた。第一原則として、防衛装備の海外への移転について、① 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、② 当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、③ 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会が採っている措置の対象国をいう。）への移転となる場合には認めないとした。第二原則として、移転を認め得る場合を、① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、② 同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施や安全保障・防衛分野における協力の強化等の場合に限定した。第三原則として、防衛装備の海外への移転について、原則として目的外使用及び第三国移転の際に我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることといった適正管理が確保される場合に限定した。

また、「防衛装備移転三原則」の決定前に採られてきた「武器輸出三原則等」の例外化措置については、引き続き「防衛装備移転三原則」の下で海外移転を認め得るものと整理して審査を行うことと定められている（「防衛装備移転三原則の運用指針」⁽³³⁾（後述）6（2））。

（ii）「防衛装備移転三原則」における審査

「防衛装備移転三原則」に基づく審査の手続は、「防衛装備移転三原則の運用指針」において定められている。①「移転を認める条件の適用について特に慎重な検討を要するとき」又は「仕向先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要するとき」に該当する防衛装備の海外移転については、国家安全保障会議⁽³⁴⁾において審議され、外為法に基づく経済産業大臣の許可の可否は当該審議を踏まえて判断される（「防衛装備移転三原則の運用指針」4（1））。②「同様の類型について、過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がないとき」に該当する防衛装備の海外移転については、国家安全保障会議幹事会⁽³⁵⁾において審議され、外為法に基づく経済産業大臣の許可の可否は当該審議を踏まえて判断される（同4（2））。輸出管理問題に関する民間の非営利機関である一般財団法人安全保障貿易情報センター（Center for Information on Security Trade Control: CISTEC）において平成26（2014）年7月18日に開催された「防衛装備移転三原則」に関する経済産業省等による説明会の資料⁽³⁶⁾によれば、②の場合は国家安全保障会議幹事会において審議され、前例があって①又は②に該当しない場合は、経済産業省だけで対応するとされる。経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可の状況につ

⁽³³⁾ 「防衛装備移転三原則の運用指針（平成26年4月1日国家安全保障会議決定・閣議決定 平成27年11月24日一部改正 平成28年3月22日一部改正）」朝雲新聞社出版業務部編著『防衛ハンドブック 平成30年版』2018, pp.311-314.

⁽³⁴⁾ 昭和61（1986）年7月1日、安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）に基づき、国防に関する重要事項等を審議する機関として、内閣に安全保障会議が設置された。平成25（2013）年11月27日、安全保障会議設置法を改正する「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第89号）」によって、安全保障会議は、日本の安全保障に関する重要事項を審議する国家安全保障会議に改編された（法律の題名は、「国家安全保障会議設置法」に改められた）。国家安全保障会議の議長は首相であり、議員は審議する事項によって異なる。防衛装備の海外移転については、平成26（2014）年7月18日の経済産業省等による説明会の資料（後述）によれば、議長である首相と、官房長官、外務大臣、防衛大臣、経済産業大臣が議員としてして審議する（CISTEC 安全保障輸出管理委員会事務局「防衛装備移転三原則について—経済産業省による説明会—」『CISTEC Journal』153号, 2014.9, pp.51-52.）。

⁽³⁵⁾ 国家安全保障会議には幹事が置かれ、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する（国家安全保障会議設置法第10条）。幹事は局長レベルである（同上）。

⁽³⁶⁾ 同上

き、年次報告書⁽³⁷⁾を作成し、国家安全保障会議において報告の上、公表する（同 5（1））。

3 開発途上国地域の政府に自衛隊の装備品等の供与を認める自衛隊法の改正

財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 9 条第 1 項において、国の財産は、法律に基づく場合を除き、「適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」と定められている⁽³⁸⁾。国の財産を無償又は適正価格より低価で譲渡するためには、譲渡先が国内、外国いずれの場合も、法律の根拠を必要とする⁽³⁹⁾。

自衛隊の装備品等の供与に関して、平成 29（2017）年 5 月 26 日に自衛隊法が改正され、6 月 2 日に施行された⁽⁴⁰⁾。改正によって新設された自衛隊法第 116 条の 3 において、防衛大臣は、開発途上地域の政府の要請に応じて、当該地域の軍隊の災害救援、情報収集、教育訓練等に活用するため、行政財産の用途を廃止した又は物品の不用の決定をした自衛隊の装備品⁽⁴¹⁾、船舶、航空機及び需品（「武器」⁽⁴²⁾及び「弾薬」は除く。）を、当該政府に対して譲与（無償譲渡）⁽⁴³⁾又は適正価格より低価での譲渡ができる旨定められた。譲与又は譲渡には、日本から供与された装備品等が、日本の同意を得ることなく、目的外使用又は第三国移転されることがないようにするため、国際約束⁽⁴⁴⁾が必要とされる。稲田朋美防衛大臣（当時）は、平成 29（2017）年 5 月 23 日、自衛隊法第 116 条の 3 の新設について、参議院外交防衛委員会において、「安全保障、防衛上の協力、友好関係にある国」に対して自衛隊で不用となった装備品等の無償譲渡等を行うことは、我が国の安全保障環境の改善に寄与し得る有効な政策手段である旨答弁している⁽⁴⁵⁾（フィリピンへの自衛隊の装備品等の供与については II 章 2 で後述）。

II 「海上法執行能力構築支援」の事例

1 巡視船艇の供与

本節では、供与相手国との交換公文、外務省及び在外公館のウェブサイト等において、巡視艇又は巡視船を供与した事例及び巡視船艇として用いることを目的とした中古船舶を供与した

(37) 平成 26（2014）年の「防衛装備移転三原則の運用指針」において、防衛装備の海外移転の許可の状況について、経済産業大臣が年次報告書を作成することとされた。現在、「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」が、平成 26（2014）年度分からおおむね 1 年ごとに発表されており、最新のものは、平成 30（2018）年度についてまとめた令和 2（2020）年 2 月 14 日に発表された年次報告書（経済産業省「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」2020.2. <<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214006/20200214006-1.pdf>>）である。

(38) 財政法第 9 条第 1 項「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」

(39) 大澤實『財政法会計法逐条解明 上巻』全国会計職員協会、1955、pp.59-60.

(40) 堤進也「法令解説 部隊等の新編と国際協力等についての法律改正」『時の法令』2050 号、2018.5.30、pp.29-30.

(41) 「装備品」には、例えば、車両、通信用機材、建設用機械等が含まれる（同上、p.31.）。

(42) 「武器輸出に関する政府統一見解」において「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」を指すと説明されている（第 77 回国会衆議院予算委員会議録第 18 号 前掲注 23）。

(43) 法律における「譲与」とは、「ある財産権を他の者に移転すること（譲渡）が無償で行われる場合」のことであり（吉国一郎ほか共編『法令用語辞典 第八次改訂版』学陽書房、2001、p.409.）、「無償譲渡」と同義である。本稿における「譲与」又は「無償譲渡」という表現は、出典資料に倣う。

(44) 国際約束とは、法的な権利義務関係を生じさせる国際的な合意をいう（池田行彦外務大臣（当時）答弁（第 140 回国会衆議院外務委員会議録第 19 号 平成 9 年 6 月 11 日 p.18.））。

(45) 第 193 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 20 号 平成 29 年 5 月 23 日 p.10.

ことが確認できた事例を紹介する⁽⁴⁶⁾。日本が巡視船艇を供与した7か国について、初めにアジア諸国、次にアフリカ諸国を紹介する。同じ地域の中では、巡視船艇の供与に関する交換公文(2以上の交換公文が締結された国については最初の交換公文)が締結された時期の古い方から記述した。本節で紹介する巡視船艇の供与に係る交換公文の概要を表にまとめた(本稿末尾の「別表2 日本の諸外国に対する巡視船艇の供与に係る交換公文の概要」参照)。

供与される巡視船艇が「武器」に該当する場合は、経済産業省が公表する「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」等によって明らかになるが、執筆時(令和2(2020)年3月5日)に確認できたのは平成30(2018)年度分までである⁽⁴⁷⁾。本節で対象とした既に供与された巡視船艇のうち「武器」に該当することが明らかであるのは、インドネシア及びフィリピンに対して供与されたものである(インドネシア及びフィリピンに対する巡視船艇の供与についてⅡ章1-(1)-(i)及び(ii)で後述)⁽⁴⁸⁾。

(1) アジア諸国

(i) インドネシア

日本は、平成15(2003)年6月にインドネシアのメガワティ・スティアワティ・スカルノプトゥリ(Megawati Setiawati Sukarnoputri)大統領(当時)、平成16(2004)年2月にハッサン・ウィラユダ(Hassan Wirajuda)外務大臣(当時)から、海上警備能力強化のための船舶整備のための資金協力を要請された⁽⁴⁹⁾。インドネシアでは、マレー半島とインドネシアのスマトラ島を隔てるマラッカ海峡における海賊船等の追跡に必要な高速船艇が不足しており、巡視船艇を調達して海上警備体制を強化することが急務となっていた⁽⁵⁰⁾。

平成18(2006)年6月2日の衆議院外務委員会において、麻生太郎外務大臣(当時)は、インドネシアへの巡視船艇の供与について、「武器輸出三原則等」との関係も含めて政府が検討している旨を明らかにした⁽⁵¹⁾。小泉純一郎政権は、平成18(2006)年6月13日の閣議において、インドネシアに対し巡視船艇3隻の建造に係る無償資金協力を行うための交換公文を締結することを決定し⁽⁵²⁾、同日に官房長官談話を発表した。巡視船艇は、乗務員を保護するための防弾措

⁽⁴⁶⁾ 交換公文、外務省ウェブサイト等に何を供与するか明記されておらず、引渡しが発表されて初めて巡視船艇が供与されたことが確認できた例もあるため、これまで日本が供与を約束した事例がこのほかにあることも考えられる。日本が高速ボート、警備艇等を供与した事例も若干あったが、本稿では、巡視船艇の供与の事例を対象とした。

⁽⁴⁷⁾ 経済産業省が公表する「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」の最新版は、平成30(2018)年度を対象とし、令和2(2020)年2月17日に刊行されている(経済産業省 前掲注37)。

⁽⁴⁸⁾ 岸田外務大臣(当時)は、平成27(2015)年4月6日、参議院政府開発援助等に関する特別委員会において、「防衛装備の海外移転に当たりましては防衛装備移転三原則に従うことになっています。防衛装備の中には、これまでもODAにより供与した巡視船艇等も含まれますが、これは法執行能力の強化等、海上安全対応能力の向上を目的とした厳格な審査の下に行ったものであります」と答弁している(第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号 平成27年4月6日 p.27.)。インドネシアに供与した3隻の巡視船艇は墨田川造船、フィリピンに供与した10隻の巡視船はジャパンマリンユナイテッドが造船した(交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会「海事産業の生産性革命の深化のために推進すべき取組について～平成28年6月3日答申フォローアップ～報告書(案)」2018.6.1, pp.13-14. <<https://www.mlit.go.jp/common/001237394.pdf>>。

⁽⁴⁹⁾ 「インドネシアにおける「海賊、海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船艇建造計画」に対する無償資金協力について」2006.6.15. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0615c.html>

⁽⁵⁰⁾ 同上

⁽⁵¹⁾ 第164回国会衆議院外務委員会会議録第19号 平成18年6月2日 p.4.

⁽⁵²⁾ 「官房長官記者発表」2006.6.13. 首相官邸ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/ri/reki/2006/06/13_a.html>

置を施した結果、輸出貿易管理令に規定される「軍用船舶」に該当し、「武器輸出三原則等」にいう「武器」に当たるものであったが⁽⁵³⁾、官房長官談話において、「国際社会が全力で取り組んでいる海賊行為等の防止に積極的に協力していくことは、我が国の国益にかなうものである」ことなどを踏まえて、目的外使用及び事前同意のない第三国移転の防止に両国が同意した上で、インドネシアへの巡視船艇の供与は、「武器輸出三原則等」によらないこととされた（例外化措置）⁽⁵⁴⁾。

平成 18（2006）年 6 月 15 日、日本とインドネシアは、巡視船艇の建造計画を実施するための無償資金協力を行うこととする交換公文を交わした⁽⁵⁵⁾。日本は、平成 19（2007）年 11 月に巡視船艇 3 隻をインドネシアの海上警察に引き渡した⁽⁵⁶⁾。

（ii）フィリピン

平成 25（2013）年 7 月 27 日、安倍晋三首相は、ベニグノ・アキノ 3 世（Benigno S. Aquino III）大統領（当時）との首脳会談において、フィリピン側から要請されていた円借款による巡視船 10 隻の供与を行うことを表明した⁽⁵⁷⁾。日本とフィリピンとの間の交換公文は、同年 12 月 13 日に交わされた⁽⁵⁸⁾。新造された 10 隻の巡視船は、平成 28（2016）年 1 月、フィリピン沿岸警備隊へ最初の 1 隻が供与された後、随時引き渡され、平成 30（2018）年 8 月に 9、10 隻目の引渡しが行われた⁽⁵⁹⁾。これらは、経済産業省が公表する「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」において、「防衛装備移転三原則の運用指針」の下で認め得るとした「平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合」の「移転先が外国政府」（「防衛装備移転三原則の運用指針」の類型（1）ア）に該当し、平成 23（2011）年 12 月 27 日の「武器輸出三原則等」の例外化措置の対象であって「防衛装備移転三原則」の下で海外移転を認め得るものとして位置付けられていることが示されている⁽⁶⁰⁾。

さらに、平成 28（2016）年 9 月 6 日、フィリピンを訪問した安倍首相が、新たに大型巡視船 2 隻を円借款により供与することを決定したと述べたのに対して、ロドリゴ・ドゥテルテ（Rodrigo R. Duterte）大統領は謝意を表明し、それらの巡視船によってフィリピンが近海においてパトロー

⁽⁵³⁾ 「衆議院議員平岡秀夫君提出海賊対策に関する質問に対する答弁書」（平成 21 年 2 月 6 日内閣衆質 171 第 66 号）pp.5-6. <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfs/a171066.pdf/\\$File/a171066.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfs/a171066.pdf/$File/a171066.pdf)>

⁽⁵⁴⁾ 「政府開発援助によるテロ・海賊行為等の取締り・防止のためのインドネシア共和国に対する支援と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話」2006.6.13. 首相官邸ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/tyokan/koizumi/2006/060613danwa.html>>

⁽⁵⁵⁾ 「海賊、海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船艇建造計画の実施のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文」（平成 18 年外務省告示第 373 号）概要については、「インドネシアとの無償資金協力取極一覧」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H18-0060.pdf>> を参照。

⁽⁵⁶⁾ 独立行政法人国際協力機構経済基盤開発部「インドネシア国海上保安調整組織の体制強化プロジェクト事前調査・実施協議報告書」2008.4, p.19. <http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11885548.pdf>

⁽⁵⁷⁾ 「日・フィリピン首脳会談（概要）」2013.7.27. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page3_000326.html>

⁽⁵⁸⁾ 「円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文」（平成 26 年外務省告示第 133 号）同上 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H25-089.pdf>>

⁽⁵⁹⁾ 「羽田大使の 44m 級巡視船就役式及び小型高速ボート引渡式の出席」2018.8.28. 在フィリピン日本国大使館ウェブサイト <https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000610.html>

⁽⁶⁰⁾ 経済産業省「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」2017.10, pp.5, 7. <<https://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171031011/20171031011-1.pdf>>（平成 28 年度についての報告である。）；同 前掲注⁽³⁰⁾, pp.5, 7；同 前掲注⁽³⁷⁾, pp.5, 7.

ルを強化することが可能になり、海域におけるフィリピンのプレゼンスを向上させることができると述べた⁽⁶¹⁾。日本とフィリピンとの間の交換公文は、同年10月26日に交わされており⁽⁶²⁾、令和3(2021)年6月の引渡しを目指されている⁽⁶³⁾。

(iii) ベトナム

平成25(2013)年、日本はベトナムへの巡視船艇の供与を検討していたが、日本の「政府開発援助大綱」(平成15年8月29日閣議決定)⁽⁶⁴⁾の「援助実施の原則」では、ODAの「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」こととされており、軍に対する直接の支援は行わない方針であったため⁽⁶⁵⁾、ベトナム海上警察が国防省の直轄とされていたことが問題となった⁽⁶⁶⁾。平成25(2013)年5月の報道によれば、日本は、ベトナムに対して、海上警察のベトナム人民軍からの分離を打診したと報じられており⁽⁶⁷⁾、ベトナム政府は、平成25(2013)年8月、海上警察を国防省の直轄から外すこととした⁽⁶⁸⁾。平成25(2013)年12月15日、安倍首相はグエン・タン・ズン(Nguyen Tan Dung)首相(当時)との首脳会談において、ベトナム海上警察への巡視船艇等の供与に関する具体的な協議を開始したい旨を表明し、ズン首相は同意した⁽⁶⁹⁾。

平成26(2014)年8月1日、日本とベトナムの間で、中古船舶6隻等を日本が供与するとした無償資金協力に関する交換公文の署名が行われた⁽⁷⁰⁾。平成27(2015)年9月15日にも、日本と

(61) 「日・フィリピン首脳会談」2016.9.6. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page4_002318.html>

(62) 「円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文」(平成28年外務省告示第445号)

(63) 「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズ2)」ODA見える化サイト <<https://www.jica.go.jp/oda/project/PH-P263/index.html>>;「事業事前評価表」JICAウェブサイト <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_PH-P263_1_s.pdf>

(64) 「政府開発援助大綱(平成15年8月29日閣議決定)」外務省『政府開発援助(OA)白書 2014年版』2015, pp.224-229.

(65) 「政府開発援助大綱」(平成4年6月30日閣議決定)及び平成15(2003)年に改定した「政府開発援助大綱」(平成15年8月29日閣議決定)では、原則において「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」と掲げられていた。「政府開発援助大綱」を改定した現行の「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)においては、「開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協りに相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する」と記されている(「開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)」外務省『開発協力白書 2015年版』2016, pp.232-241.)。

(66) Nguyen The Phuong and Truong Minh Vu, “Vietnam Coast Guard: Challenges and Prospects of Development,” January 2, 2017. Asia Maritime Transparency Initiative Website <<https://amti.csis.org/vietnam-coast-guard-challenges-prospects/>>; 第170回国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会議録第4号 平成20年10月20日 p.31.

(67) 「対ベトナム ODAでの巡視船供与 政府、異例の提案へ」『産経新聞』2013.5.8; 庄司智孝「東南アジア—複雑化する南シナ海情勢—」防衛省防衛研究所編『東アジア戦略概観2014』2014, pp.144-145.

(68) 防衛研究所の庄司智孝地域研究部アジア・アフリカ研究室主任研究官(当時)によれば、平成25(2013)年8月にベトナムの海上警察法令施行細目が改正され、「海上警察は国防省の直接の管理下から、国防相が直接管理するものの政府と国会に対し責任を負う体制に移行し、総司令など幹部は国防相の勧告に従い首相が任命し、制服や階級章は人民軍と共通のものから独自のものとなった。改正された施行細目においても国防相の関与が強く残ることもあり、海上警察が完全に軍とは別の組織になったとは言い難いが、従来の形態より別組織としての体裁を整えようとベトナム政府が努力を払った様子にはうかがえる」(庄司 同上; Phuong and Vu, *op.cit.*(66))

(69) 「日ベトナム首脳会談(概要)」2013.12.15. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page18_000142.html>

(70) 「ベトナムに対するノン・プロジェクト無償資金協力に関する交換公文の署名」2014.8.1. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001136.html>; 「ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」(平成26年外務省告示第296号)同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H26-130.pdf>>

ベトナムとの間で無償資金協力に関する交換公文が交わされ⁽⁷¹⁾、ベトナム側からは装備等が不足しているベトナムの海上法執行機関（海上警察、漁業監視機関）に対する中古船舶等の追加供与の期待が示された⁽⁷²⁾。日本は、平成 27（2015）年 11 月までに、中古船舶 6 隻、平成 29（2017）年 2 月までに、追加で 1 隻の中古船舶を供与した⁽⁷³⁾。中古船舶は、水産庁が所有していた漁業監視船及び民間の漁船であり、ベトナム側で改修して巡視艇へと転用されたと報じられている⁽⁷⁴⁾。

平成 29（2017）年 1 月、ハノイで行われた日・ベトナム首脳会談において、グエン・スアン・フック（Nguyen Xuan Phuc）首相は、日本からの海上法執行能力強化に対する積極的支援に感謝しており、人材育成とともに、新造巡視船の供与を早期にお願いしたい旨述べた⁽⁷⁵⁾。安倍首相は、ベトナムに対する円借款の供与として、ベトナム海上警察が運用する巡視船 6 隻を新造する「海上保安能力強化計画」を示した⁽⁷⁶⁾。同円借款に関する交換公文は、平成 29（2017）年 6 月 6 日に交わされた⁽⁷⁷⁾。

平成 29（2017）年 6 月 6 日の安倍首相とフック首相による首脳会談においても、両首脳は、巡視船の供与を含む海上法執行能力向上への支援に関して協力することで一致している⁽⁷⁸⁾。

(iv) スリランカ

平成 26（2014）年 9 月 7 日、スリランカを訪問した安倍首相は、マヒンダ・ラージャパクサ（Mahinda Rajapaksa）大統領（当時）との会談において、海上保安分野での協力に関して、スリランカ沿岸警備庁の人材育成への協力、巡視艇の供与に向けた調査を行う決定をした旨述べた⁽⁷⁹⁾。

平成 28（2016）年 6 月、日本とスリランカとの間で、日本からスリランカ沿岸警備庁に 2 隻の

(71) 「ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」（平成 27 年外務省告示第 346 号）同上 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H27-153.pdf>>

(72) 「ベトナムに対する無償資金協力「経済社会開発計画」に関する書簡の交換」2015.9.15. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002446.html>

(73) 外務省『開発協力白書 2016 年版』2017, p.104; 同 前掲注(8), p.82.

(74) 「岸田外相とビン計画投資相が会談、日本の中古船舶 6 隻をベトナムに供与」『VIET JO』2014.8.4. <<https://www.viet-jo.com/news/politics/140801084652.html>> 後に、日本が供与した中古船が改修されてベトナムの巡視船となり、日本の海上保安庁との共同訓練に参加したと報じられている（「海保とベトナムが合同訓練 中部ダナン沖、中国けん制」『産経新聞（オンライン）』2017.6.16. <<https://www.sankei.com/photo/daily/news/170616/dly1706160022-n1.html>>）。

(75) 「日・ベトナム首脳会談」2017.1.16. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/seal/vn/page4_002682.html>

(76) 「ベトナムに対する円借款の供与（事前通報）」2017.1.16. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/page3_001959.html>

(77) 「ベトナムに対する円借款及び無償資金協力に関する書簡の交換」2017.6.6. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004696.html>; 「円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」（平成 29 年外務省告示第 217 号）

(78) 「日・ベトナム首脳会談」2017.6.6. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/seal/vn/page4_003041.html>

(79) 日本は、インド洋のシーレーンの要塞に位置するスリランカとの 2 国間関係を重要であると位置付けている（「日・スリランカ首脳会談（概要）」2014.9.7. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/lk/page3_000905.html>）。平成 26（2014）年 2 月 26 日、岸田外務大臣（当時）は、衆議院予算委員会第三分科会において、「日本自身としましても、スリランカとの関係は大変重要な二国間関係であると認識をしています。スリランカは、インド洋のシーレーンの要衝に位置しています」と答弁している（第 186 回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第 1 号 平成 26 年 2 月 26 日 p.28.）。

巡視艇を無償資金協力により供与することで合意した交換公文が交わされた⁽⁸⁰⁾。2隻は、平成30(2018)年8月、スリランカ沿岸警備庁へと供与された⁽⁸¹⁾。巡視艇の引渡式に出席した中根一幸外務副大臣(当時)は、自由で開かれ、安定かつ繁栄したインド洋を実現するためスリランカと海上安全分野での協力を進めてきた旨を説明した⁽⁸²⁾。

(v) マレーシア

平成28(2016)年11月16日、マレーシアのナジブ・ラザク(Najib Razak)首相(当時)の訪日に合わせて、日本とマレーシアとの間で、海上保安庁所属の2隻の巡視船等を供与する交換公文が交わされた⁽⁸³⁾。海上保安庁から、外国の海上法執行機関への巡視船の提供は初めてであった⁽⁸⁴⁾。釧路海上保安部巡視船「えりも」及び境海上保安部巡視船「おき」を供与されることが決定し、平成29(2017)年1月、海上保安庁の乗組員からマレーシア海上法令執行庁の乗組員に対して、巡視船の現状や出航要領等の説明が行われた⁽⁸⁵⁾。巡視船は、日本国内で新しいレーダーへの更新、銃器の撤去等の改修が行われたと報じられており⁽⁸⁶⁾、改修費用はODAの無償資金協力により賄われた⁽⁸⁷⁾。平成29(2017)年3月及び7月に1隻ずつ、マレーシア海上法令執行庁へ引き渡された⁽⁸⁸⁾。

(2) アフリカ諸国

(i) ジブチ

平成21(2009)年から海上自衛隊はジブチに派遣され、周辺海域において海賊行為に対処するための護衛活動、警戒監視活動を行っている⁽⁸⁹⁾。ジブチが面するアデン湾は多数の船舶が通航するが、海賊による被害が多発し、海上交通の妨げとなっており、日本の自衛隊、米軍、仏

⁽⁸⁰⁾ 「スリランカに対する無償資金協力「海上安全能力向上計画」に関する書簡の交換」2016.6.30. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003444.html>; 「海上安全能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文」(平成28年外務省告示第286号)

⁽⁸¹⁾ 「スリランカ沿岸警備庁に対する巡視艇引渡し式：スリランカにおける海上安全体制の強化に貢献」2018.8.30. JICA ウェブサイト <<https://www.jica.go.jp/srilanka/office/information/event/180830.html>>

⁽⁸²⁾ 同上

⁽⁸³⁾ 「マレーシアに対する巡視船等の贈与及び無償資金協力に関する書簡の交換」2016.11.16. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003936.html> ODAによる供与ではなく、交換公文において、日本がマレーシアに対して巡視船2隻、巡視船に搭載される小型船舶5隻、巡視船の運航に関連する機材を贈与すること、両国の当局を日本の海上保安庁とマレーシア海上法令執行庁とすることが記されている(「巡視船等の贈与に関する日本国政府とマレーシア政府との間の交換公文」(平成28年外務省告示第456号))。

⁽⁸⁴⁾ 海上保安庁「解役巡視船のマレーシアへの供与について～当庁から外国海上保安機関への初の巡視船供与～」2017.1.5. <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h29/k20170105/k170105-1.pdf>>

⁽⁸⁵⁾ 同上; 海上保安庁「解役巡視船の供与に係る引継ぎの実施について～マレーシア海上法令執行庁(MMEA)職員への引継ぎ～」2017.1.13. <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h29/k20170113/k170113-2.pdf>>

⁽⁸⁶⁾ 「海保の巡視船、マレーシアに引き渡し」『産経新聞(オンライン)』2017.3.21. <<https://www.sankei.com/world/news/170321/wor1703210025-n1.html>>

⁽⁸⁷⁾ 「経済社会開発計画の契約結果」2020.3.2. 一般財団法人日本国際協力システムウェブサイト <https://www.jics.or.jp/program/result_social.pdf>; 「マレーシア政府に対する贈与に関する日本国政府とマレーシア政府との間の交換公文」(平成28年外務省告示第470号)

⁽⁸⁸⁾ 在マレーシア日本国大使館「日本が供与したマレーシア海上法令執行庁巡視船の披露式」2017.3.28. <https://www.my.emb-japan.go.jp/Japanese/bilateral/grant_aid_maritime/MMEA28032017.html>; 同「日本が供与したマレーシア海上法令執行庁巡視船(二隻目「アラウ」)の披露式」2017.7.23. <https://www.my.emb-japan.go.jp/Japanese/bilateral/grant_aid_maritime/KM_Arau_04082017.html>

⁽⁸⁹⁾ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会「2018年 海賊対処レポート」2019.3, p.11. 内閣官房ウェブサイト <<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/siryou2/report2018.pdf>>

軍が海賊対策を行う一方、ジブチの沿岸警備隊は、十分な巡視船艇や通信機器等を保有していなかった⁽⁹⁰⁾。平成 25 (2013) 年 5 月、ジブチは、日本に巡視艇の建造に関する無償資金協力を要請した⁽⁹¹⁾。ジブチに対する巡視艇の供与について、外務省国別開発協力第三課の竹端昌宏首席事務官 (当時) は、第 10 回開発協力適正会議⁽⁹²⁾ (平成 25 (2013) 年 6 月 25 日開催) において、巡視艇のスペック・仕様等は決定していないが、「武器」に該当すると判断される場合は、平成 23 (2011) 年 12 月の内閣官房長官談話 (I 章 2- (1) で前述) に示された基準に則って処理する旨を説明した⁽⁹³⁾。

平成 26 (2014) 年 3 月 31 日、日本とジブチの間で、ジブチ沿岸警備隊の能力向上に必要な機材を提供することを目的とする無償資金協力「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する交換公文が交わされた⁽⁹⁴⁾。平成 27 (2015) 年 12 月、2 隻の巡視艇がジブチ沿岸警備隊に供与され、その引渡式にはジブチのアブドゥルカデル・カミル・モハメッド (Abdoulkader Kamil Mohamed) 首相も出席した⁽⁹⁵⁾。

さらに、平成 30 (2018) 年 2 月 26 日、日本で製造された海上監視のための船舶機材等を供与することとする無償資金協力に関する交換公文が交わされている⁽⁹⁶⁾。

(ii) ケニア

ケニアとは、平成 29 (2017) 年 7 月 4 日、日本で製造された海上監視のための船舶機材等を供与することとする無償資金協力に関する交換公文が交わされた⁽⁹⁷⁾。外務省によれば、この支援は、第 6 回アフリカ開発会議 (Tokyo International Conference on African Development: TICAD VI) において日本が表明した、質の高いインフラ投資を実施することや平和と安定の実現に向けた基礎作りを具体化するものである⁽⁹⁸⁾。令和元 (2019) 年 10 月 2 日、ケニアの海上警察に対して、巡視艇計 17 隻が供与された⁽⁹⁹⁾。

⁽⁹⁰⁾ 国際協力機構アフリカ部アフリカ第二課「事業事前評価表」<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1361050_1_s.pdf>

⁽⁹¹⁾ 独立行政法人国際協力機構 (JICA) ・一般財団法人日本造船技術センター「ジブチ国海上保安能力向上のための巡視艇建造計画準備調査報告書」2014.4, p.2. <<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017306.html>>

⁽⁹²⁾ 開発協力適正会議とは、JICA による無償資金協力 (プロジェクト型) 及び円借款事業等に関して関係分野の有識者が意見交換を行う会議である (「開発協力適正会議」2020.2.17. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/index.html>)。

⁽⁹³⁾ 「開発協力適正会議第 10 回会議録」2013.6.25, pp.28-29. 同上 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072962.pdf>>

⁽⁹⁴⁾ 「ジブチに対する無償資金協力「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換」2014.3.31. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000799.html>; 「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」(平成 26 年外務省告示第 151 号) 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H26-019.pdf>>

⁽⁹⁵⁾ 「巡視艇 2 隻の引渡し式」2015.12.2. 在ジブチ日本国大使館ウェブサイト <https://www.dj.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000052.html>

⁽⁹⁶⁾ 「ジブチの海洋安全保障能力向上のための支援 (無償資金協力「経済社会開発計画」)」2018.2.26. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005718.html>; 「ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」(平成 30 年外務省告示第 89 号)

⁽⁹⁷⁾ 「ケニアに対する円借款及び無償資金協力に関する書簡の交換」2017.7.4. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004803.html>; 「ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文」(平成 29 年外務省告示第 257 号)

⁽⁹⁸⁾ 「ケニアに対する円借款及び無償資金協力に関する書簡の交換」同上

⁽⁹⁹⁾ 「我が国無償資金協力「経済社会開発計画 (海上警察への巡視艇供与)」に係る引渡式典の実施」2019.10.2. 在ケニア日本国大使館ウェブサイト <https://www.ke.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_001324.html>

2 自衛隊の装備品等の供与

平成 28 (2016) 年 2 月 29 日、日本とフィリピンは、日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定⁽¹⁰⁰⁾に署名した。同年 5 月 2 日、日比防衛大臣による電話会談において、①フィリピン軍への最大 5 機の海上自衛隊練習機 TC-90⁽¹⁰¹⁾の移転、②フィリピン海軍要員への教育・訓練の支援、③フィリピン軍が TC-90 の運用を持続していくための維持整備分野に係る支援、が確認された⁽¹⁰²⁾。同月 10 日、中谷元防衛大臣 (当時) は、フィリピンに対する一連の支援に関して、海洋安全保障分野における日本とフィリピンの連携を強化する一環であると答弁している⁽¹⁰³⁾。同年 9 月 6 日、日本とフィリピンは、最大 5 機の TC-90 及び TC-90 に関する機材、技術情報等のフィリピンへの移転に正式に合意した⁽¹⁰⁴⁾。平成 29 (2017) 年 6 月の自衛隊法改正前であり、財政法第 9 条第 1 項により国の財産を無償譲渡又は適正価格より低価で他国に譲渡することができなかつたため、平成 29 (2017) 年 3 月、2 機の TC-90 等は、フィリピン海軍に有償貸与された⁽¹⁰⁵⁾。

フィリピンへの TC-90 等の移転について、経済産業省が公表する「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」において、「防衛装備移転三原則の運用指針」の下で認め得るとした「我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転」(「防衛装備移転三原則の運用指針」の類型(2)イ(エ))に該当することが示されている⁽¹⁰⁶⁾。

有償貸与された TC-90 は、平成 29 (2017) 年 5 月の自衛隊法第 116 条の 3 の新設により、自衛隊の中古の装備品等を途上国地域の政府に無償譲渡できるようになったのを受けて (I 章 3 で前述)、平成 30 (2018) 年 3 月末までの貸与期間終了時にフィリピン海軍に無償譲渡されることが決まった⁽¹⁰⁷⁾。有償貸与から無償譲渡へと変更するために、日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定第 2 条第 5 項⁽¹⁰⁸⁾に基づいて、既に定められていた日フィリピン防衛当局間の取決めの内容が変更され、平成 29 (2017) 年 11 月、変更後の取決めへの署名が行われた⁽¹⁰⁹⁾。平成 30 (2018) 年 3 月、更に 3 機の TC-90 がフィリピン海軍に無償で引き渡され、引渡し式典において福田達夫防衛大臣政務官 (当時) は、自由で開かれたインド太平洋戦略の下、インドと太平洋

⁽¹⁰⁰⁾ 両国政府が参加する防衛装備品及び技術の共同開発・生産並びに安全保障・防衛分野における協力の強化のために、防衛装備品等の移転を決定する手続等を定めたものである (「日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定の署名」2016.2.29. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003017.html>)。「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定」(平成 28 年外務省告示第 155 号) 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000152489.pdf>>

⁽¹⁰¹⁾ TC-90 は、昭和 48 (1973) 年度の引渡し以降、計器飛行教育に使用されている海上自衛隊の双発の練習機である (朝雲新聞社出版業務部編著『自衛隊装備年鑑 2019-2020』2019, p.258.)。

⁽¹⁰²⁾ 「TC-90 等のフィリピンへの移転」2016.9.6. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page3_001796.html>

⁽¹⁰³⁾ 第 190 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 16 号 平成 28 年 5 月 10 日 p.9.

⁽¹⁰⁴⁾ 内閣官房ほか「TC-90 等のフィリピンへの移転について」2016.9.6. <<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160906002/20160906002-1.pdf>>

⁽¹⁰⁵⁾ 防衛省「海上自衛隊練習機 TC-90 のフィリピンへの移転について」2017.10.25. <<https://www.mod.go.jp/atla/pinup/pinup291025.pdf>>

⁽¹⁰⁶⁾ 経済産業省 前掲注⁽⁶⁰⁾, pp.5, 8, 17-18.

⁽¹⁰⁷⁾ 防衛省 前掲注⁽¹⁰⁵⁾

⁽¹⁰⁸⁾ 日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定第 2 条第 5 項は、次のとおりである。

「この協定を実施するため、特に、移転される防衛装備品及び技術、移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。フィリピン共和国政府の権限のある当局は、国防省とする。」

⁽¹⁰⁹⁾ 防衛省「海上自衛隊練習機 TC-90 のフィリピンへの移転に係る防衛当局間の取決めへの署名について」2017.11.13. <<https://www.mod.go.jp/atla/pinup/pinup291113.pdf>>

の連結点に位置するフィリピンと緊密に連携したい旨述べた⁽¹¹⁰⁾。これは、自衛隊法第 116 条の 3 に基づいて自衛隊の装備が無償で外国に供与された初めての事例である⁽¹¹¹⁾。この 3 機の移転についても、経済産業省が公表する「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」において、上述の TC-90 の移転と同じく、「防衛装備移転三原則の運用指針」の下で認め得るとした「我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転」（「防衛装備移転三原則の運用指針」の類型（2）イ（エ））に該当することが示されている⁽¹¹²⁾。

平成 31（2019）年 3 月には、自衛隊法第 116 条の 3 の規定に基づく装備品等の無償供与として、自衛隊で不用となった多用途ヘリコプター UH-1H⁽¹¹³⁾の部品等が、フィリピン空軍へと引き渡されている⁽¹¹⁴⁾。引渡しのために開かれた式典に出席した藤井敏彦防衛装備庁長官官房審議官（当時）は、部品等の移転が「フィリピンの人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握に関する能力向上、更には地域の平和と安定に資する」ものであると述べた⁽¹¹⁵⁾。

自衛隊法に基づいて装備品等の無償供与を実施するための協定の締結状況としては、平成 30（2018）年 4 月 18 日、日本とマレーシアとの間で防衛装備品・技術移転協定が締結されている⁽¹¹⁶⁾。その他の東南アジア諸国については、ベトナム、インドネシア及びタイと、防衛装備品・技術移転協定の締結交渉が行われていると報じられている⁽¹¹⁷⁾。

おわりに

日本の諸外国に対する巡視船艇の供与は、『2017 年版開発協力白書』において、日本の「海上法執行能力構築支援」として、重点的に取り上げられた⁽¹¹⁸⁾。最近では、外務省が令和元（2019）年 11 月に公開した「自由で開かれたインド太平洋に向けて」という広報資料において、東南アジア沿岸国に対する巡視船艇等の供与及び供与した巡視船艇等を用いた訓練等が、海上法執行

(110) 「海上自衛隊練習機 TC-90 のフィリピンへの移転について」2018.3.27. 在フィリピン日本大使館ウェブサイト <https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000511.html>

(111) 防衛省 前掲注(109)

(112) 経済産業省 前掲注(30), pp.5, 8.

(113) UH-1H は、人員輸送など多目的に使用される陸上自衛隊のヘリコプターである（『最新自衛隊パーフェクトガイド』（歴史群像シリーズ）学研パブリッシング, 2011, p.82.）。

(114) 防衛省「陸上自衛隊多用途ヘリコプター UH-1H の部品等のフィリピンへの無償譲渡について」2019.3.8. <https://www.mod.go.jp/atla/pinup/pinup310308_02.pdf>

(115) 「陸上自衛隊 UH-1H スペアパーツの比空軍への移転について」2019.3.20. 在フィリピン日本国大使館ウェブサイト <https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000820.html>

(116) 「日・マレーシア防衛装備品・技術移転協定の署名」2018.4.18. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005926.html>; 「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成 30 年外務省告示第 170 号）同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000360290.pdf>> マレーシアに対しては、平成 29（2017）年時点では、自衛隊法の改正後に、南シナ海におけるマレーシアの監視能力の向上を支援し、中国をけん制するために、海上自衛隊の P3C 哨戒機を無償供与する予定であると報じられていたが（「哨戒機無償供与へ 政府、マレーシアに 中国をけん制」『日本経済新聞』2017.5.5.）、一方で、平成 28（2016）年には、マレーシアへの哨戒機の供与は具体的に検討されていないとの報道もある（高橋浩祐「自衛隊は、なぜジブチを重視しているのか—海上自衛隊トップに直撃インタビュー—」『東洋経済オンライン』2018.3.8. <<https://toyokeizai.net/articles/-/211478>>）。

(117) 「東南アジアと防衛協力 政府、装備品・技術提供で中国牽制」『産経新聞』2019.11.23.

(118) 外務省 前掲注(8), pp.6-7.

能力強化を通じた海洋の安定確保の取組として紹介されている⁽¹¹⁹⁾。巡視船艇の供与は、東南アジア諸国から始まり、インド洋に面したアフリカ諸国に対しても行うようになった。また、近年、自衛隊法第116条の3の新設を受けて、海洋安全保障に関連した自衛隊の装備品等の供与も開始されている。実施された例はフィリピンに対してのみだが、海洋における監視能力等の強化のための自衛隊の装備品等の供与を念頭に、ベトナム、インドネシア及びタイとも、防衛装備品・技術移転協定の締結交渉が行われていると報じられている⁽¹²⁰⁾。「自由で開かれたインド太平洋」構想の一端を担うと位置付けられる諸外国に対する巡視船艇及び自衛隊の装備品等の供与を、日本がどのように進めていくのか、今後の動向が注目される。

(あおい よしえ)

⁽¹¹⁹⁾ 「自由で開かれたインド太平洋に向けて」2019.11, p.8. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/files/000407642.pdf>>

⁽¹²⁰⁾ 「東南アジアと防衛協力 政府、装備品・技術提供で中国牽制」前掲注⁽¹¹⁾

別表1 「武器」の輸出の許可に関する法令

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）		
第48条第1項 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令 ^(注1) で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。		
輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）		
第1条 外国為替及び外国貿易法（中略）第48条第1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄 ^(注2) に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。		
別表第一（抜粋）		
	貨物	地域
一	(一) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 (二) 爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 (三) 火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料 (四) 火薬又は爆薬の安定剤 (五) 指向性エネルギー兵器又はその部分品 (六) 運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品 (七) 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品 (八) 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品 (九) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品 (十) 防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん (十一) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品 (十二) 軍用探照灯又はその制御装置 (十三) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品 (十三の二) 軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物 (十四) 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株 (十五) 軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品 (十六) 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品 (十七) 軍用人工衛星又はその部分品	全地域

(注1) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）

(注2) ここでいう「下欄」は、この表の別表第一においては「右欄」である。

(出典) 筆者作成。

別表2 日本の諸外国に対する巡視船艇の供与に係る交換公文の概要

供与相手国	供与に係る交換公文の名称（告示）	供与の区分（贈与又は円借款） 交換公文に記載された贈与額又は円借款の額等 ^(注1)	政府開発援助（ODA）の プロジェクト名
インドネシア	海賊、海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船艇建造計画の実施のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文 (平成 18 年外務省告示第 373 号)	贈与 19 億 2100 万円を限度とする額	海賊、海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船艇建造計画
フィリピン	円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文 (平成 26 年外務省告示第 133 号)	円借款 187 億 3200 万円までの円貨による借款	フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画
フィリピン	円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文 (平成 28 年外務省告示第 445 号)	円借款 164 億 5500 万円までの円貨による借款	フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズⅡ）
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文 (平成 26 年外務省告示第 296 号)	贈与 5 億円	ノン・プロジェクト無償資金協力
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文 (平成 27 年外務省告示第 346 号)	贈与 2 億円	経済社会開発計画
ベトナム	円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文 (平成 29 年外務省告示第 217 号)	円借款 384 億 8200 万円までの円貨による借款	海上保安能力強化計画

供与相手国	供与に係る交換公文の名称（告示）	供与の区分（贈与又は円借款） 交換公文に記載された贈与額又は円借款の額等 ^(注1)	政府開発援助（ODA）の プロジェクト名
スリランカ	海上安全能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文（平成28年外務省告示第286号）	贈与 18億3000万円	海上安全能力向上計画
マレーシア	巡視船等の贈与に関する日本国政府とマレーシア政府との間の交換公文（平成28年外務省告示第456号）	贈与 巡視船2隻並びに搭載される小型船舶5隻及び巡視船の運航に係るその他の機材 ^(注2)	なし ^(注2)
マレーシア	マレーシア政府に対する贈与に関する日本国政府とマレーシア政府との間の交換公文（平成28年外務省告示第470号）	贈与 7億円 ^(注3)	経済社会開発計画
ジブチ	海上保安能力向上のための巡視艇建造計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（平成26年外務省告示第151号）	贈与 9億2400万円	海上保安能力向上のための巡視艇建造計画
ジブチ	ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（平成30年外務省告示第89号）	贈与 1億5000万円	経済社会開発計画
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文（平成29年外務省告示第257号）	贈与 3億円	経済社会開発計画

(注1) 贈与は無償資金協力、円借款は有償資金協力である。

(注2) ODAではなく、プロジェクト名はない。

(注3) 「巡視船等の贈与に関する日本国政府とマレーシア政府との間の交換公文」に基づいて供与した巡視船の改修費用に充てられた。
(出典) 「ODA見える化サイト」(日本国際協力機構(JICA)) <<https://www.jica.go.jp/oda/>>; 「マレーシアに対する巡視船等の贈与及び無償資金協力に関する書簡の交換」
2016.11.16. 外務省ウェブサイトを <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003936.html>; 各交換公文を基に筆者作成。